

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	こども子育て部 こども家庭課
契約締結年月日	令和7年4月1日
業 務 名	尾張旭市産後ケア事業業務委託契約
業 務 の 概 要	医療機関・助産所に入院・通院、入所・通所、もしくは助産師が対象者の居宅を訪問し、産後の保健指導を行う産後ケア事業の業務を委託するもの
契約金額（税込）	宿泊型（1日当たり）30,000円 通所型（1日当たり）15,000円 訪問型（1日当たり）10,000円 年間支払見込額 1,500,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。
契約の相手方	公立陶生病院、医療法人浅野産婦人科、医療法人クリニックベル、医療法人博報会名古屋バースクリニック、医療法人図書館通りおかもとマタニティークリニック、フォレストベルクリニック、河井助産所、鈴木助産院、助産所ママズケア名古屋、中村助産師（計10ヵ所）
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する口欄に印をつけること)
	☒ 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	☐ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
随意契約理由の説明及び 契約相手方の選定理由	☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	本事業は、産後の母子で特に支援が必要な者に対し実施するもので、入院（入所）、通院（通所）、又は訪問による母子保健指導が可能な設備・物品を整えており、産婦・新生児の健康状態の把握や育児指導の行える、十分な業務経験や高い指導能力のある助産師がいる、市民が利用しやすい市内又は近隣の医療機関・助産所に委託することが適切であるため。

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、こども子育て部 こども家庭課です。